



# 熊本県公報

号外 第 3 0 号

平成 30 年 7 月 5 日 (木)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則…………… (企業立地課) 1

## 規 則

熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成 3 0 年 7 月 5 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 熊本県規則第 2 5 号

熊本県工場等設置奨励条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県工場等設置奨励条例施行規則 (昭和 3 9 年熊本県規則第 6 1 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「一つの事業用設備の」を「当該工場等の新設又は増設に係る」に改める。

第 4 条中「事業用設備」を「適用工場等」に改め、「当該」を削る。

附則第 1 1 項を次のように改める。

- 1 地方活力向上地域内の工場等について条例第 3 条第 1 項の規定による適用工場等の指定を受けようとする場合において、当該工場等の新設又は増設に係る工事 (以下この項において「工場等の工事」という。) に着手しようとする日の 3 0 日前の日が熊本県工場等設置奨励条例及び熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例 (平成 3 0 年熊本県条例第 4 6 号。以下この項において「平成 3 0 年改正条例」という。) の施行の日から起算して 3 0 日を経過した日前であるときの第 2 条第 1 項に規定する申請書の提出期限 (以下この項において「提出期限」という。) は、同項の規定にかかわらず、平成 3 0 年改正条例の施行の日から起算して 3 0 日を経過した日とする。ただし、工場等の工事に着手しようとする日の 3 0 日前の日が平成 3 0 年改正条例の施行の日であるときの提出期限は、当該工場等の工事に着手しようとする日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。